

通年雇用助成金のご案内

季節労働者を通年雇用化することで、指定業種（裏面参照）の企業は

- ・継続して3年間「通年雇用助成金」のご利用ができます。（※受給要件があります）
- ・従業員の定着化、雇用の安定化が図れます。
- ・北海道の建設工事等競争入札参加資格審査申請において、季節労働者の通年雇用化に取り組んでいる事業者の方を、技術・社会的要素において評価しています。

賃金助成 ＜事業所内・事業所外就業助成＞

季節労働者を対象期間（令和7年12月16日から令和8年3月15日）中、以下の形態で継続雇用し、かつ令和8年12月15日まで継続して雇用することが見込まれるとき、賃金の助成が受けられます。

＜事業所内就業助成＞

季節労働者を冬期間も継続して同一の事業所で就業させた場合

＜事業所外就業助成＞

季節労働者を他の事業所で配置転換・労働者派遣・在籍出向により就業させ冬期間も継続雇用した場合

対象となる季節労働者

令和7年9月16日以前から申請企業に季節労働者として雇用され、令和8年1月31日現在において雇用保険の短期雇用特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる方。

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ① 管理監督の業務に従事する方、または事務など季節の影響を直接受けない業務に従事する方
- ② 出稼就労を常態とする方

支給される助成額

●事業所内就業及び事業所外就業の場合、対象労働者1名につき継続して3回まで支給されます。

○ 新規継続労働者（1年目）

対象期間中の支払賃金額の2/3の額（71万円を限度）

○ 継続労働者（2年目）・再継続労働者（3年目）

対象期間中の支払賃金額の1/2の額（54万円を限度）

○ 労働者の移動就労に要する経費の助成

申請の対象となる労働者のすべてについて、助成金を受けられるとは限りません。一定の要件がありますので、詳しくはハローワーク浦河 ☎0146-22-3036 までお問い合わせください。

※ 65歳以上の方も申請対象労働者の要件を満たしていれば、継続(2回目)・再継続労働者(3回目)として申請することができます。

その他の助成

休業助成・・・季節労働者を継続雇用したものの、やむを得ず休業させ、休業手当を支給した場合

業務転換助成・・・季節労働者を同一の事業所内で季節的業務以外の業務へ転換し継続雇用した場合

職業訓練助成・・・冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合

新分野進出助成・・・季節労働者を継続雇用するために、新分野の事業所を設置・整備した場合

指定業種

- ①建設業 ②林業 ③採石業および砂・砂利または玉石の採取業 ④水産食料品製造業
⑤野菜缶詰、果実缶詰または農産保存食料品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業
⑧建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く)の製造業 ⑨特定貨物自動車運送業
⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」・「建具製造業」・「鉄骨製造業」
「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「金属製サッシ・ドア製造業」・「鉄骨系プレハブ住宅製造業」
「建築用金属製品製造業(サッシ・ドア・建築用金物を除く)」・「畳製造業」
⑪農業(畜産農業および畜産サービス業を除く)

支給までの流れ

(事業所内就業、事業所外就業の場合)

1 対象となる労働者の継続雇用

＜対象となる労働者＞季節労働者 令和7年9月16日以前から雇用され、
令和8年1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受ける
ことが見込まれる方

2 通年雇用届の提出（受付期間 令和7年12月16日～令和8年1月31日）

- ◎ 通年雇用届
- ◎ 継続雇用労働者名簿（新規利用事業所または3年以上利用がなかった場合のみ）
- ◎ 出勤簿・賃金台帳・労働者名簿
- ◎ 就労見込みを証する書面（対象期間内の工事請負契約書等） ほか

3 支給申請書の提出（受付期間 令和8年3月16日～令和8年6月15日）

- ◎ 支給申請書
- ◎ 支給要件確認申立書
- ◎ 出勤簿・賃金台帳
- ◎ 継続雇用労働者名簿
- ◎ 労働者名簿（全労働者分） ほか

4 通年雇用助成金の支給

支給申請書を受理してから概ね1～2ヶ月ほどで、北海道労働局から支給されます。
※支給時期については変動する場合があります。

※同一の目的で他の助成金制度を利用した場合、制度によっては利用できないこともあり
ますので、事前にハローワークまでお問い合わせ下さい。

詳細、書類の提出はハローワーク浦河へ

☎0146-22-3036

